

第11次鳥獣保護事業計画(案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果について

平成23年12月26日(月)から平成24年1月25日(水)までの1ヵ月間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「第11次鳥獣保護事業計画(案)」について意見・情報の募集を行った結果、意見は以下のとおりです。

2. 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

【提出された意見・情報の概要】

意見総数

0件

第11次鳥獣保護事業計画（案）の主な変更点について

第11次鳥獣保護事業計画 概要

- I 鳥獣保護法に基づき知事が作成
- II 環境省の定める基本指針に則して作成
平成23年9月5日 第11次鳥獣保護事業計画の基本指針告示
- III II指針を受けて、今回見直し
- IV 計画の主な内容
 - 1 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定計画
 - 2 捕獲許可基準に関する事項
 - 3 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
 - 4 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
 - 5 鳥獣保護実施体制、傷病鳥獣、感染症への対応事項 等

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（第11次）の方針

- 1 生物多様性の保全について → 充実
生物多様性基本法やCOP10（愛知目標）の成果を踏まえ、シカによる生物多様性の損失の恐れのみ記、外来獣の根絶・抑制のための捕獲数の見直し等。
- 2 特定鳥獣の保護管理の推進
 - 「地域ぐるみの活動」を推進
 - 減少する捕獲者に対し、狩猟者のみに頼らない個体数調整の体制の検討。
 - 鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲の実施。
 - 複数人により、銃器を用いないで行う有害捕獲について、従事者すべてが狩猟免許を有する必要はないことを認める特区制度の全国展開。
 - 空気銃による許可捕獲対象鳥獣の拡大。
- 3 感染症への対応充実
- 4 愛玩のための飼養目的での捕獲の原則廃止

第11次鳥獣保護事業計画の主な変更点

- 1 鳥獣保護区での有害鳥獣捕獲や個体数調整の積極的な実施
- 2 捕獲許可基準の見直し
 - (1) 外来鳥獣の積極的な捕獲の推進
・被害がなくても有害鳥獣捕獲許可が可能。 ・捕獲頭数制限を設けない
 - (2) 狩猟免許を所持していない者に対する有害鳥獣捕獲許可について
○法人が許可申請をする場合において、複数により銃器を用いないで有害鳥獣捕獲を行う場合において、その従事者の中に狩猟免許を有しない者を含むことを認める規定の追加（通称1303特区の全国展開）
○農林業被害の防止の目的で農業者自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合等については、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができる。
 - (3) 空気銃による有害鳥獣捕獲、個体数調整のための捕獲の対象鳥獣の拡大
○有害鳥獣捕獲、個体数調整を行う方法について、大型獣類について取り逃がす危険性のない場合において、空気銃の使用を認める。
 - (4) 有害鳥獣捕獲でのイノシシの捕獲について
○10月1日～3月31日のイノシシに対する有害捕獲許可原則不可の削除。
 - (5) 愛玩飼養目的の捕獲について
○許可しないものとする。
- 3 感染症対策
 - 傷病鳥獣救護における感染症対策について、家畜伝染病への留意を図る
 - 安易な餌付けの防止とともに、感染症の拡大、伝播につながらないよう配慮する
 - 高病原性インフルエンザ及びその他の感染症対応について加筆。

第11次鳥獣保護事業計画書(案)

平成24年4月1日から

平成29年3月31日まで

5年間

滋賀県

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
	(1) 方針	1
	①指定に関する中長期的な方針	1
	②指定区分ごとの方針	2
(2)	鳥獣保護区の指定等計画	3
	①鳥獣保護区の指定計画	3
	②既指定鳥獣保護区の変更計画	4
2	特別保護地区の指定	6
	(1) 方針	6
	①指定に関する中長期的な方針	6
	②指定区分ごとの方針	6
(2)	特別保護地区の指定計画	7
(3)	特別保護地区の指定内訳	8
3	休猟区の指定	9
	(1) 方針	9
(2)	休猟区の指定計画	9
(3)	特例休猟区の指定計画	9
4	鳥獣保護区の整備等	9
	(1) 方針	9
(2)	整備計画	9
	①管理施設の設定	9
	②調査、巡視等の計画	10
第三	鳥獣の人工増殖および放鳥に関する事項	11
1	鳥獣の人工増殖	11
	(1) 方針	11
	(2) 人工増殖計画	11
2	放鳥獣等	11
	(1) 方針	11
	(2) 放鳥計画および種鳥の入手計画	11

第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1	鳥獣の区分と保護管理の考え方	12
	(1) 希少鳥獣	12
	①対象種	12
	②保護管理の考え方	12
	(2) 狩猟鳥獣	12
	①対象種	12
	②保護管理の考え方	12
	(3) 外来鳥獣等	12
	①対象種	12
	②保護管理の考え方	12
	(4) 一般鳥獣	13
	①対象種	13
	②保護管理の考え方	13
2	鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	13
	(1) 許可しない場合の基本的考え方	13
	(2) 許可する場合の基本的考え方	13
	(3) わなの使用に当たっての許可基準	15
	(4) 許可に当たっての条件の考え方	15
	(5) 許可権限の市町長への委譲	15
	(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	16
	(7) 捕獲物または採取物の処理等	16
	(8) 捕獲等または採取等の情報の収集	17
	(9) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可の考え方	17
3	学術研究を目的とする場合	17
	(1) 学術研究	17
	(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)	19
4	鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合	19
	(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	19
	(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	20
	①予察表	20
	②被害発生予察地区	21

③予察表に係る方針等.....	21
(3) 鳥獣の適正管理の実施.....	22
①方針.....	22
②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画.....	22
(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定.....	23
①方針.....	23
②許可基準.....	23
(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等.....	29
①方針.....	29
②捕獲隊編成指導の対象鳥獣名および対象地域.....	30
③指導事項の概要.....	31
5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合.....	31
(1) 許可対象者.....	31
(2) 鳥獣の種類・数.....	31
(3) 期間.....	31
(4) 区域.....	31
(5) 方法.....	32
(6) 許可基準一覧.....	32
6 その他特別の事由の場合.....	33
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的.....	33
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的.....	33
(3) 博物館、動物園その他これらに類する施設における展示の目的.....	34
(4) 愛玩のための飼養の目的.....	34
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止.....	34
(6) 鵜飼漁業への利用.....	35
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的.....	35
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的.....	36
7 鳥類の飼養登録.....	36
(1) 方針.....	36
(2) 飼養適正化のための指導内容.....	36
8 販売禁止鳥獣等.....	36
(1) 許可の考え方.....	36

(2) 許可の条件	36
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項	37
1 特定猟具使用禁止区域	37
(1) 方針	37
① 銃猟に伴う危険を予防するための地区	37
② 静穏を保持するための地区	37
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	38
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	39
2 特定猟具使用制限区域	42
3 猟区設定のための指導	42
(1) 方針	42
(2) 設定指導の方法	42
4 指定猟法禁止区域	42
(1) 方針	42
(2) 許可の考え方	42
(3) 条件の考え方	42
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	43
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	43
(1) 特定鳥獣保護管理計画の作成および計画に基づく施策の方針	43
(2) 関係都道府県との連携に関する方針	43
(3) 計画策定年度等	43
2 実施計画の作成に関する方針	44
3 関係主体との役割に関する方針	44
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	45
1 基本方針	45
2 鳥獣保護対策調査	45
(1) 方針	45
(2) 鳥獣生息分布調査	45
(3) 希少鳥獣等生息状況調査	46
(4) ガン・カモ類一斉調査	47
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	47
3 狩猟対策調査	47

(1) 方針	47
(2) 狩猟鳥獣生息調査	47
(3) 狩猟実態調査	48
4 有害鳥獣対策調査	48
(1) 方針	48
(2) 調査の概要	48
第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項	48
1 鳥獣行政担当職員	48
(1) 方針	48
(2) 設置計画	49
(3) 研修計画	49
2 鳥獣保護員	49
(1) 方針	49
(2) 設置計画	50
(3) 年間活動計画	50
(4) 研修計画	50
3 保護管理の担い手の育成	51
(1) 方針	51
(2) 研修計画	51
(3) 狩猟者の減少防止対策	51
4 鳥獣保護センター等の設置	51
5 取締り	51
(1) 方針	51
(2) 年間計画	52
6 必要な財源の確保	52
第九 その他	52
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	52
2 狩猟の適正管理	53
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	53
(1) 方針	53
① 体制	53
② 対象鳥獣種等の考え方	54

(2) 感染症対策.....	55
4 安易な餌付けの防止.....	55
(1) 方針.....	55
(2) 年間計画.....	56
5 感染症への対応.....	56
6 普及啓発.....	56
(1) 鳥獣の保護思想の普及.....	56
①方針.....	56
② 事業の年間計画.....	57
③ 愛鳥週間行事等の計画.....	57
(2) 野鳥の森等の整備.....	57
(3) 愛鳥モデル校の指定.....	58
① 方針.....	58
② 指定期間.....	58
③ 愛鳥モデル校に対する指導内容.....	58
④ 指定計画.....	58
(4) 法令の普及徹底.....	58
① 方針.....	58
② 年間計画.....	59

第一 計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、中央に県土の 1/6 を占める琵琶湖があり、周囲は豊かな美りをもたらす平野と、緑深い山々に囲まれた豊かな自然に恵まれた地域で、様々な野生鳥獣が生息している。

野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素であることから、これまで自然公園法や滋賀県立自然公園条例により保全されている地域等、鳥獣の保護上重要な地域を始め必要な地域については、鳥獣保護区の指定を推進してきた。このため、県指定鳥獣保護区指定状況は、平成 23 年度末現在 47 箇所、101,409ha で、県土に占める割合は約 25% と都道府県の指定する鳥獣保護区の率としては、全国 1 位を示している。特に、我が国最大の湖で平成 5 年にラムサール条約登録湿地となった琵琶湖は、水鳥の集団渡来地として世界的に重要な湿地である。これにより、各地で探鳥会や自然観察会が開かれるなど、鳥獣保護に対する県民意識の高揚に大きな効果をもたらし、鳥獣の生息・繁殖環境の維持が図られてきた。

このように県民の鳥獣保護に対する意識が高まってきている一方で、農林水産業者を中心に鳥獣による被害の増大を主張する意見も根強い。このため、鳥獣保護区の新規の指定については、鳥獣の生息状況、生息環境を十分に配慮しつつ、真に鳥獣の保護となることを基本に、利害関係者との意見の調整を図りながら指定していくものとする。

また、期間満了となる既設の鳥獣保護区については、農林水産業等の被害状況を考慮しつつ、指定目的が失われていないものは原則として期間更新するものとする。

特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

(指定期間) 鳥獣の生息環境を安定して保全することから、指定期間は原則として 10 年以上で 20 年以内とする。

(指定地域) 1) 鳥獣の生息状況、生息環境に適した地域について指定する。

2) 自然公園法等の制度によってまとまった面積が保護されている地域について指定する。

3) 自然とのふれあいの場、鳥獣の観察、保護活動等を通じた環境教育の場が確保できる地域について指定する。

4) 鳥獣の移動経路を確保し遺伝的多様性を維持するため、鳥獣保護区等が県内で連続的に配置されるよう配慮して指定する。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定することとし、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

なお、指定に当たっては森林面積のおおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積は300ha以上になるように努める。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定することとし、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湖沼等のうち必要な地域について指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類およびウモリ類の保護を図るため、断崖、樹林、草原等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

現在は該地がない。

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号。以下「共生条例」という。）に基づく希少野生動植物種に該当する鳥獣の重要な生息地については、同条例に基づき生息・生育地保護区に指定することを基本とする。

6) 生息地回廊の保護区

現在は該地がない。

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要と認められる地域が今後確認され、指定の必要が生じた場合に指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地およびその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保もしくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、または自然とのふれあいもしくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域に指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 鳥獣保護区の指定計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区							
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
森林鳥獣生息地	19 5,700ha	24 17,659					0								0
大規模生息地		1 5,405					0								0
集豆渡来地		2 72,856					0								0
集豆藪地		1 1,558					0								0
希少鳥獣生息地		0					0								0
生息地回廊		0					0								0
身近な鳥獣生息地		19 3,931					0								0
計	19 5,700	47 101,409					0								0

24年度	25	26	27	28	計(D)	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計画終了時の鳥獣保護区**	
						24年度	25	26	27	28		計(E)
						ha	ha	ha	ha	ha		ha
ha					0						24	
ha					0	ha					17,659	
ha					0	ha					1	
ha					0	ha					5,405	
ha					0	ha					2	
ha					0	ha					72,856	
ha					0	ha					1	
ha					0	ha					1,558	
ha					0	ha					0	
ha					0	ha					0	
ha					0	ha					0	
ha					0	ha					19	
ha					0	ha					3,931	
ha					0	ha					47	
ha					0	ha					101,409	

* 箇所数についてB-E
面積についてB+C+D-E

** 箇所数についてA+B-E
面積についてA+B+C+D-E

②既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区分名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考	
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積				
平成24年度	森林鳥獣 生息地	大萩 鳥獣保護区	期間更新	ha 174	ha	Ha 174	24年11月 1日から 34年10月31日まで			
	森林鳥獣 生息地	小谷山西池 鳥獣保護区	期間更新	940		940	24年11月 1日から 34年10月31日まで			
	身近な鳥獣 生息地	原 鳥獣保護区	期間更新	77		77	24年11月 1日から 34年10月31日まで			
	身近な鳥獣 生息地	赤坂山 鳥獣保護区	期間更新	7		7	24年11月 1日から 34年10月31日まで			
	身近な鳥獣 生息地	酒波 鳥獣保護区	期間更新	17		17	24年11月 1日から 34年10月31日まで			
	身近な鳥獣 生息地	貫川内湖 鳥獣保護区	期間更新	14		14	24年11月 1日から 34年10月31日まで			
	身近な鳥獣 生息地	浜分沼 鳥獣保護区	期間更新	7		7	24年11月 1日から 34年10月31日まで			
	計		7箇所			1,236				
	平成25年度	身近な鳥獣 生息地	滋賀県野鳥の森 鳥獣保護区	期間更新	397		397	25年11月 1日から 35年10月31日まで		
		森林鳥獣 生息地	信楽町 鳥獣保護区	期間更新	516		516	25年11月 1日から 35年10月31日まで		
森林鳥獣 生息地		マキノ町 鳥獣保護区	期間更新	443		443	25年11月 1日から 35年10月31日まで			
身近な鳥獣 生息地		水口町城山 鳥獣保護区	期間更新	299		299	25年11月 1日から 35年10月31日まで			
森林鳥獣 生息地		荒神山 鳥獣保護区	期間更新	421		421	25年11月 1日から 35年10月31日まで			
計										

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動		変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前の面積	異動後の面積			
平成25年度	森林鳥獣 生息地	伊吹山 鳥獣保護区	期間更新	591	591	25年11月 1日から 35年10月31日まで		
計		6箇所		2,667	2,667			
平成26年度	身近な鳥獣 生息地	三島池 鳥獣保護区	期間更新	508	508	26年11月 1日から 36年10月31日まで		
	集団繁殖地	比叡山 鳥獣保護区	期間更新	1,558	1,558	26年11月 1日から 36年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	安土山・叡山 鳥獣保護区	期間更新	1,063	1,063	26年11月 1日から 36年10月31日まで		
計		4箇所		3,675	3,675			
平成27年度	森林鳥獣 生息地	米原町 鳥獣保護区	期間更新	508	508	27年11月 1日から 37年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	今津町 鳥獣保護区	期間更新	1,137	1,137	27年11月 1日から 37年10月31日まで		
計		2所		1,645	1,645			
平成28年度	森林鳥獣 生息地	近江湖南アルプス 鳥獣保護区	期間更新	1,274	1,274	28年11月 1日から 38年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	朽木 鳥獣保護区	期間更新	563	563	28年11月 1日から 38年10月31日まで		
	森林鳥獣 生息地	犬上ダム 鳥獣保護区	期間更新	825	825	28年11月15日から 38年10月31日まで		
計		西の湖 鳥獣保護区 4箇所		3,254	3,252	28年11月 1日から 38年10月31日まで		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

①指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の生息環境を保全するために重要な場所について、開発等の行為を規制した区域である。したがって、その区域の土地利用者等に土地利用制限を課すこととなるため、この計画期間中に期間満了となる既設の特別保護地区を再指定するに当たっては、鳥獣の生息状況を調査し、土地所有者等の理解を得られるよう努めるものとする。

また、ラムサール条約に登録されている琵琶湖については、集団渡来地として生息環境を維持していく上で、必要な地域について、指定箇所の検討を進める。

②指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型獣類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。

3) 集団渡来地の保護区

現在は該当地がない。

渡来する鳥類の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定する。

なお、竹生島についてはカワウの生息数がある程度減少した時期において再指定を検討する。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類およびコウモリ類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

現在は該当地がない。

共生条例に基づく希少野生動物植物種に該当する鳥獣の重要な生息地については、同条例に基づき生息・生育地保護区に指定することを基本とする。

6) 生息地回廊の保護区

現在は該当地がない。

保護対象となる鳥獣の移動経路が今後確認され、指定の必要が生じた場合に、その中核的地区について指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発上、必要と認められる地域について指定する。

(2) 特別保護地区の指定計画

(第3表)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
			24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	12 1,766ha	8 602	1 ha	2 0		1 0	1 0	5 0						0 0
大規模生息地		1 233	1 ha											0 0
集団渡来地		0												0
集団繁殖地		0												0
希少鳥獣生息地		366	1 ha		1 0			1 0						0 0
生息地回廊		0												0
身近な鳥獣生息地		4 203	2 ha	0 0				3 0						0 0
計	12 1,766	14 1,404	1 ha	4 0	2 0	1 0	1 0	9 0						0 0

本計画期間に区域縮小する特別保護地区	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)					計画期間中の増減	計画終了時の特別保護地区**					
	24年度	25	26	27	28			計(E)				
24年度	25	26	27	28	計(D)	28	25	26	27	28	計(E)	計画終了時の特別保護地区**
ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	8 602
ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	1 233
ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	0
ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	0
Ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	366
Ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	0
Ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	0
Ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	4
Ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	203
Ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	14
Ha	0	0	1 ha	0	0	1 0	1 ha	2 0	1 0	1 0	5 0	1,404

* 箇所数についてB+E
面積についてB+C+D+E

** 箇所数についてA+B+E
面積についてA+B+C+D+E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第4表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区			特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥 獣 保 護 区 名 称	面 積	指 定 期 間	指 定 面 積	指 定 期 間	指 定 面 積	
平成24年度	森林鳥獣生息地	小谷山西池 鳥獣保護区	ha 940	24年11月1日から 34年10月31日まで	ha 30	24年11月1日から 34年10月31日まで		再指定
計		1箇所	940		30			
平成25年度	身近な鳥獣 生息地	滋賀県野鳥の森 鳥獣保護区	397	25年11月1日から 35年10月31日まで	22	25年11月1日から 35年10月31日まで		再指定
	身近な鳥獣 生息地	水口町城山 鳥獣保護区	299	25年11月1日から 35年10月31日まで	27	25年11月1日から 35年10月31日まで		再指定
	森林鳥獣生息地	荒神山 鳥獣保護区	421	25年11月1日から 35年10月31日まで	25	25年11月1日から 35年10月31日まで		再指定
計	森林鳥獣生息地	伊吹山 鳥獣保護区	591	25年11月1日から 35年10月31日まで	24	25年11月1日から 35年10月31日まで		再指定
平成26年度	身近な鳥獣 生息地	4箇所	1,708		98			
	身近な鳥獣 生息地	山東町 鳥獣保護区	508	26年11月1日から 36年10月31日まで	54	26年11月1日から 36年10月31日まで		再指定
	集団繁殖地	比叡山 鳥獣保護区	1,558	26年11月1日から 36年10月31日まで	366	26年11月1日から 36年10月31日まで		再指定
計		2箇所	2,066		420			
平成27年度	森林鳥獣生息地	今津町 鳥獣保護区	ha 1,137	27年11月1日から 37年10月31日まで	230	27年11月1日から 37年10月31日まで		再指定
計		1箇所	940		230			
平成28年度	森林鳥獣生息地	犬上ダム 鳥獣保護区	825	28年11月1日から 38年10月31日まで	40	28年11月1日から 38年10月31日まで		再指定
計		1箇所	825		40			
合 計		9箇所	6,729		818			

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の減少状況、狩猟者の入り込み等を考慮しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に次の事項に留意して指定する。

- ① 指定期間は、3 か年以内とする。
- ② 狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保する。
- ③ 農林関係者、住民等の理解を得る。

(2) 休猟区の指定計画

現在のところ該当地がない。

(3) 特例休猟区の指定計画

現在のところ該当地がない。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区内の自然条件を考慮して、その指定目的を達成するため、生息する鳥獣の種類および生息環境に適した営巣のための保護施設を設置するとともに、保護区域を明確にするために必要な標識類の設置、鳥獣保護員等による定期的な巡視、管理のための調査を行う等、鳥獣保護区の適正な管理に努める。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

標識類については、必要に応じ、維持管理を行う。

②調査、巡視等の計画

(第5表)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	鳥獣保護員 等による巡視	管所数 人数	47管所 59人	47管所 59人	47管所 59人	47管所 59人	47管所 59人	47管所 59人	47管所 59人	
管理のための調査 の実施	滋賀県野鳥の森鳥獣保護区 同特別保護地区 信楽町鳥獣保護区 マキノ町鳥獣保護区 水口町城山鳥獣保護区 同特別保護地区 荒神山鳥獣保護区 同特別保護地区 伊吹山鳥獣保護区 同特別保護地区 三島池鳥獣保護区 同特別保護地区 比叡山鳥獣保護区 同特別保護地区 安土山・織山鳥獣保護区 比良山鳥獣保護区	三島池鳥獣保護区 同特別保護地区 比叡山鳥獣保護区 同特別保護地区 安土山・織山鳥獣保護区 比良山鳥獣保護区 今津鳥獣保護区 同特別保護地区 今津鳥獣保護区	米原鳥獣保護区 今津鳥獣保護区 同特別保護地区 近江湖南アブス鳥獣保護区 朽木鳥獣保護区 犬上ダム鳥獣保護区 西の湖鳥獣保護区	近江湖南アブス鳥獣保護区 朽木鳥獣保護区 犬上ダム鳥獣保護区 同特別保護地区 西の湖鳥獣保護区 湖南市吉永鳥獣保護区 甲賀鳥獣保護区 安養寺鳥獣保護区	湖南市吉永鳥獣保護区 甲賀鳥獣保護区 安養寺鳥獣保護区 長浜市横山鳥獣保護区 新旭町菅沼鳥獣保護区 湖南市雨山鳥獣保護区 余呉町鳥獣保護区 伊吹山鳥獣保護区					

第三 鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

現在、希少鳥獣等の人工増殖については県内では実施していないが、今後、種の保存を目的として取り組むことも想定されるため、随時、必要な情報の蓄積に努める。

なお、人工増殖を計画するに際しては、地域個体群間の交雑を防ぐなど、遺伝的多様性の確保に留意する。

(2) 人工増殖計画 計画なし

2 放鳥獣等

(1) 方針

県は放鳥獣は行わないものとする。

ただし、過去に実施した放鳥事業の効果を検証するための定着調査は実施する。

(2) 放鳥計画および種鳥の入手計画 県としての放鳥計画はなし。

(3) 放獣計画

獣類の放獣については、生態系に悪影響を及ぼすおそれがあるので、計画しないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

- (1) 希少鳥獣
 - ①対象種

環境省のレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類またはⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるものおよび県のレッドリストにおいて、絶滅危惧種、絶滅危惧増大種、希少種に該当する鳥獣で、共生条例に基づき希少野生動物植物種に指定されている鳥獣とする。

②保護管理の考え方

生息状況や生息環境を十分に把握した上で、共生条例に基づき生息・生育地保護区の指定等により、種および地域個体群の保護のための施策を講じるものとする。

- (2) 狩猟鳥獣

①対象種

法第2条第3項に基づき定められた鳥獣とする。

②保護管理の考え方

生息状況、生息環境・被害状況等の把握に努める。生活環境、農林水産業または生態系に係る被害をおよぼすものについては、狩猟を活用しつつ特定鳥獣保護管理計画（以下、「特定計画」という）の実施等により、被害防止対策を推進するものとする。

なお、狩猟鳥獣であっても個体数が著しく減少し、地域個体群の維持に支障が認められる場合には、必要に応じて捕獲等の制限を行う等、持続的な利用が可能となるように措置する。

- (3) 外来鳥獣等

①対象種

アライグマ、ハクビシンおよびヌートリア等、本来、滋賀県に生息地を有しておらず、人為的に外部から導入された鳥獣とする。

②保護管理の考え方

必要に応じて、生息状況、生息環境・被害状況等の把握に努める。農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとし、アライグマ、ハクビシンおよびヌートリア等については、平成19年度に策定した滋賀県外来獣防除実施要領に基づき、防除に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

①対象種

本県に生息する希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

②保護管理の考え方

生息状況や生息環境の情報収集に努める。また、地域個体群の極端な増加または減少、生活環境、農林水産業被害または生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣および狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

①捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

②捕獲等または採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域または新たに外来鳥獣等の鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、外来鳥獣等による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等または採取等をする場合は、外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等または採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④捕獲等または採取等に際し、住民の安全の確保または社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑤特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらずとも捕獲等の目的が達せられる場合、または特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防もしくは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

⑥法第36条および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条第1項の環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

①学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等または採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のも

の(外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの)であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする(第四の3参照)。

②鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害(以下第四において「被害」という。)が現に生じているか、またはそのおそれがある場合に、その防止および軽減を図るために行うものとする(第四の4参照)。特に、外来鳥獣等については、外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等または採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする(第四の5参照)。

④その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等または採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲または採取の規制の強化に努めるものとする。

1)鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上が必要があつて捕獲または採取する場合(第四の6(1)参照)

2)傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合(第四の6(2)参照)

3)博物館、動物園その他これらに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲または採取する場合(第四の6(3)参照)

4)愛玩のための飼養の目的

愛玩のための使用の目的での捕獲は、許可しないものとする。(第四の6(4)参照)

5)養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲または採取する場合(第四の6(5)参照)

6)鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウまたはカワウを捕獲する場合(第四の6(6)参照)

7)伝統的な祭祀行事等に用いる目的

伝統的な祭祀行事等に用いる場合(第四の6(7)参照)

8)前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等または採取等する場合等(第

四の6(8) 参照)

(3) わなの使用に当たったの許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

ただし、①1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を考慮して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

①獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合(③の場合を除く。)

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

②イノシシおよびニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ツキノワグマの恒常的生息地(比良山地、野坂山地、伊吹山地)において、イノシシ等の捕獲用のおりを設置するに当たっては、原則、誤ってクマが入った場合逃げられる構造のもの(天井部に直径30cm以上の脱出口を設けたり、囲いわなを用いたりする)を使用することとする。

③ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たったの条件の考え方

捕獲等または採取等の許可に当たったの条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類および数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等または採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮および適切な量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域における捕獲等を許可する場合には、猟具による事故を防止し住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への委譲

滋賀県知事の権限に属する有害捕獲等を目的とした捕獲等許可に係る事務の一部については、地域住民の被害に対する要望に対し迅速な対応を図るため、市町に移譲し、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。移譲対象となる鳥獣および捕獲等方法については、生息状況および被害状況等地域の実情を踏まえ条例で定める他、他法令による。

(6) 捕獲実施に当たったの留意事項

捕獲等または採取等の実施に当たっては、許可証または従事者証を携帯させるとともに、捕獲等従事者であることを示す腕章を着用させるものとする。また、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、許可証に記載された知事または市町長名、許可の有効期間、許可の番号および捕獲等しようとする鳥獣または採取等しようとする鳥類の卵の種類を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合には、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。
- ② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状や餌付け方法などを工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物または採取物の処理等

- ① 捕獲物等の処理方法については、申請の際明らかにするものとする。
 - ② 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合または生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するものとする。
 - ③ 捕獲物等は、違法なものとして誤認されないようにする。特に、ツキノワグマおよびカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で合法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。
 - ④ 捕獲個体を致死させる場合は、できるだけ苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。
 - ⑤ 外来鳥獣については、その拡散を防ぐために、捕獲個体は原則として致死させるよう指導するものとし、特に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条1項に規定する特定外来生物にあつては、主務大臣の許可なく運搬や飼養をした場合、同法第4条違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。
- また、共生条例に規定している指定外来種にあつては、野外に放つことが禁止されているほか、飼養・栽培等を行う場合には県に届けなければならないことについても併せて周知を図るものとする。

- ⑥ 有害鳥獣として、または個体数調整のために捕獲された鳥獣は、適切に活用を図り、資源として有効利用できるものとする。

①錯誤捕獲した個体については原則として所有および活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きのまま譲渡する場合には飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切でないことから、外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うこと。

(8) 捕獲等または採取等の情報の収集

捕獲等許可を受けたものに対し、許可証を返納させる際には、捕獲等または採取等の場所、鳥獣等の種類、捕獲等または採取等した数量、処置の概要等についての報告を行わせるものとする。

また、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等または採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物または採取物の処理、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真を添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等または採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可の考え方

ツキノワグマ等地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、侵入・遭遇防止や山への追い返しに努める。継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。さらに、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないようにするとともに有害鳥獣捕獲により捕獲した個体については、地域の関係者の理解の下に、被害等が及ぶおそれのない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めるものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

①研究の目的および内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

学術研究が主たる目的ではなく、単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会または学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

②許可対象者

許可対象者は理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者またはこれらの者から依頼を受けた者

③鳥獣の種類・数

必要最小限の種類または数（羽、頭、個）

ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④期間

1年以内

⑤区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域および特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）ならびに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥方法

次に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項または第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷または損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦捕獲等または採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に幅広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査 (標境省足環を装着する場合)

①許可対象者

国もしくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員または国もしくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

②鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③期間

1 年以内

④区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチままでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

原則として、網、わなまたは手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているかまたはそのおそれがある場合に、その防止および軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収獲物の撤去等、被害防除対策が、集落等のまとまりをもつた単位での取り組みと一体的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
ニホンジカ	水稻、豆 野菜 葎、ヒギ、森 林植生	←—————→												県内の山間部および山麓
ツキノワグマ	葎、ヒギ 生活環境	←—————→												湖北、湖西の山間部
ニホン カモシカ	葎、ヒギ	←—————→												甲賀、東近江、湖東、湖北、 湖西の山間部

※ (注) 太線は、被害甚大時期

②被害発生予察地図

有害鳥獣の捕獲の実績等を勘案して作成するものとする。

③予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等については、この限りでない。また、3(2)①で示した鳥獣の中でも特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別および地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況および鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言および指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査および検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を考慮し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等または採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、特定計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は特定鳥獣の数の調整に資するものであるから、原則として特定計画に基づく個体数調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

①方針

農林水産物に被害を及ぼし、または生活環境を悪化させる鳥獣について、農林水産業の振興および生活環境の改善とこれら鳥獣の保護との調和を図るため、鳥獣の生息状況、生息環境、被害の実態を把握し、学識経験者の意見を踏まえ、効果的な被害防除、個体数管理、生息環境整備を行い、鳥獣の適正な管理に努める。

②防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第7表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
(鳥類) ハシブトガラス、ハシボソガラス カワラバト(ドバト) スズメ	平成24年度 ～28年度	被害の状況を把握するとともに、市町および農業者により爆音機、目玉風船、防鳥テープ、防鳥ネット、爆竹、防鳥用プロペラ、音声発生機等による防除等を行う。	
ダイサギ、コサギ、アオサギ ムクドリ ヒヨドリ カルガモ	平成24年度 ～28年度	被害の状況を把握するとともに、市町および農業者により爆音機、目玉風船、防鳥テープ、防鳥ネット、爆竹、防鳥用プロペラ、音声発生機等による防除等を行う。	被害箇所は比較的少ない。
カワウ	平成24年度 ～28年度	平成18年度に策定したカワウ総合対策計画および平成21年度に策定した特定鳥獣保護管理計画に沿って被害防止対策を実施する。	
(獣類) ニホンザル	平成24年度 ～28年度	平成23年度に策定する第3次特定鳥獣保護管理計画に沿って被害防止対策を実施する。	
ニホンジカ	平成24年度 ～28年度	平成23年度に策定する第2次特定鳥獣保護管理計画に沿って被害防止対策を実施する。	
ツキノワグマ	平成24年度 ～28年度	平成23年度に策定する第2次特定鳥獣保護管理計画に沿って被害防止対策および個体群の保護を図る。	
イノシシ	平成24年度 ～28年度	被害の状況を把握するとともに、市町および農業者が行う防護柵、電気柵等により被害防止対策を実施する。	
ニホンカモシカ	平成24年度 ～28年度	生息状況を把握するとともに、市町等が行う防護柵等による防除等について、文化財補助制度を活用して支援を行う。	被害箇所は比較的少ない。
アライグマ、ハクビシン、スオート リア等	平成24年度 ～28年度	平成19年度に策定した滋賀県外来獣防除実施要領(平成23年1月改訂)および外来生物法に基づく防除計画より、被害防止対策を実施する。	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

①方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況および防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているかまたはそのおそれがあり、原則として追い払い等の防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（カラバト（ドバト）等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることから、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業または生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

鳥獣保護区等における有害鳥獣捕獲許可は、区域周辺での農林水産業被害軽減を図ることを目的に実施するとともに、鳥獣の保護管理が確保されるよう実施する。

さらに、特定鳥獣保護管理計画を策定している鳥獣については、それぞれに掲げられている保護管理の目標・捕獲の方針に基づき計画的に行うものとする。

②許可基準

有害鳥獣の捕獲等を許可する場合は、特別な事由のない限り、次の基準によるものとする。

1) 許可対象者について

1-1) 法人であって、捕獲等の許可の対象となりうる者

ア 法第2条第2項に規定する法定猟法による場合

被害等を受けた者から依頼された法第9条8項に規定する法人(国、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等(以下「市町等」という。))であって、申請に係る捕獲方法に応じた狩猟免許を受けた者が従事者となるもの。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

イ 法定猟法以外の方法による場合

市町等（申請に係る捕獲方法が規則第10条第3項に規定する禁止猟法（以下単に「禁止猟法」という。）以外の方法による場合に限る。ただし、漁業者が従事者としてつりばりによりカワウの捕獲等をする場合には、この限りではない。）。

1-2) 個人であって、捕獲等の許可の対象となりうる者

ア 法第2条第2項に規定する法定猟法による場合

a. 農業を営む者であって、申請に係る捕獲方法に応じた狩猟免許を受け、かつ申請に起因する損害の賠償について法第58条第3号に規定する環境省令で定める要件を備えている者。（自らが営んでいる農地において受けている農業被害を防止するために、当該農地内において、銃器を使用する方法以外の方法によりイノシシ、ニホンジカまたはその他の鳥獣の捕獲等をする場合に限り、当該農地内において、銃器を使用する方法以外の方法によるイノシシ、ニホンジカまたはその他の鳥獣の捕獲等をする場合に限って、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、狩猟免許を受けていない者に対して許可することができる。）

b. 建築物・施設等（垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅を含む。）を所有もしくは管理する者またはこれらの者から依頼された者であって、申請に係る捕獲方法に応じた狩猟免許を受けた者（当該建築物・施設等において受けている被害を防止するために、当該建築物・施設等において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）または外来鳥獣の捕獲等をする場合に限り、ただし、殺傷等（殺傷又は損傷をいう。以下同じ）を伴わない方法による場合は、当該鳥獣以外の鳥獣の捕獲等をする場合を含むものとする。）なお、上記を行う場合であって、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、狩猟免許を受けていない者に対して許可することができる。）

イ 法定猟法以外の方法による場合

c. 農業を営む者であって、申請に起因する損害の賠償について法第58条第3号に規定する環境省令で定める要件を備えている者（自らが営んでいる農地において受けている農業被害を防止するために、当該農地内において、禁止猟法以外の方法によりイノシシ、ニホンジカまたはその他の鳥獣の捕獲等をする場合に限り。）

d. 建築物・施設等（垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅を含む。）を所有もしくは管理する者またはこれらの者から依頼された者（当該建築物・施設等において受けている被害を防止するために、当該建築物・施設等において、禁止猟法以外の猟法によりハシブトガラス、ハシボンガラス、カワラバト（ドバト）または外来鳥獣の捕獲等をする場合に限る。ただし、殺傷等を伴わない方法による場合は、当該鳥獣以外の鳥獣の捕獲等をする場合を含むものとする。）

1-3) 許可対象者に対する許可に当たっての指導事項

- ア 捕獲等または採取等の効率性および安全性の向上を図る観点から、山野において有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理および鳥獣の生息状況を把握している者が従事者に含まれるよう指導するものとする。
- イ 有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況あるいは市町の体制に応じて共同・単独または個人・法人による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。
- ウ 市町等に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲等の内容を具体的に指示するよう指導するとともに、従事者台帳についても整備するよう指導する。
- エ 個人による捕獲については、鳥獣の判別方法・捕獲方法の詳細・捕獲物の処分方法・錯誤捕獲があった場合の対応方法等について、あらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

2) 鳥獣の種類・員数

- ア 捕獲等対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、またはそのおそれのある種とする。ただし、特定計画対象鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。
- イ 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合、または、建築物等の汚染等を防止するため、巢を除去する必要があるため、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。
- ウ 捕獲数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。
ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

3) 期間

- ア 捕獲等の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲等が実施できる時期であって、地域の表情に応じた捕獲等を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。ただし、被害等の発生が予察される場合はこの限りでない。
- イ 捕獲等対象鳥獣以外の鳥獣の保護および繁殖に支障がある期間を避けるよう考慮する。
- ウ 鳥獣保護区等を除いた狩猟が可能な区域において、狩猟期間中およびその前後における有害鳥獣捕獲等の許可を行う場合については、一般の狩猟または狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう当該期間における捕獲等の必要性を特に慎重に審査するものとする。
- エ 銃器による捕獲等にあつては、危険防止等の配慮から最長1か月、銃器以外を使用する捕獲等にあつては、最長3か月を原則とするが、共生条例に規定する指定野生鳥獣種および外来獣については、別途期間を定めることとする。（詳細は第8表のとおり）。また、わな（檻）を使用する捕獲に係る銃器による止めさし（確実に捕まえるためにとどめを刺すこと。）については、最長3か月を限度とする。ただし、これにより

がたい場合は、あらかじめ許可権限者に協議するものとする。

オ 予察捕獲等の許可については、被害発生予察表に基づき、計画的に行うよう努めるものとする。

4) 区域

ア 捕獲等を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲等対象鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域およびその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

イ 被害等が複数の市町にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ、市町を越えて共同して広域的に捕獲等を実施する等、捕獲等が効果的に実施されるよう市町間の連携に努める。

ウ 鳥獣保護区または休猟区における捕獲等を目的とした捕獲等許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮する。

特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあつては、捕獲等許可について慎重な取扱いをする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。

5) 方法

ア 空気銃を使用した捕獲等は、半矢（対象を負傷させた状態で取り逃す）の危険性があるため、原則として中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。ただし、大型獣類について取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。また、鳥類にライフル銃の使用は認めない。

イ 法第 15 条第 1 項に基づき鉛製散弾を対象とした指定猟法禁止区域および法第 12 条第 1 項または第 2 項に基づき実施している鉛製散弾の使用禁止区域にあつては、禁止された鉛散弾銃は使用しないものとする。

ウ 猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造および素材の銃弾は使用しないよう努めること。

エ 捕獲等対象鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法をとることにより、結果として被害等の発生を遠因を生じさせることのないよう努める。

6) 許可基準一覧

滋賀県における許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は下表のとおりとする。

(第8表)

許可者	鳥獣名	方法		区域	時期	許可基準		許可対象者	留意事項	被害農林水産物等	備考
		銃	銃以外			日数	1人当り捕獲等羽頭数				
市町長	ニホンザル	銃	被害防止のため必要最小限の区域	被害時期	原則3か月以内	必要最小限度、年間で群れ個体数の10%以内	市町等、個人(1-2)に該当する者)	個人による捕獲は、殺傷を伴わない場合に限る。	水稲、麦、果実、豆、野菜、椎茸、生括環境等	詳細は滋賀県ニホンザル特定鳥獣保護管理計画(第3次)による	
		銃以外									
	ニホンジカ	銃	"	"	原則3か月以内	必要最小限度	市町等、個人(1-2)に該当する者)	個人で狩猟免許が無い場合は、殺処分等処分が可能で、囲いなどをを用いる場合に限る。	水稲、豆、野菜、スギ、ヒノキ	・個体数調整による捕獲を原則とする。5(6)参照	
		銃以外									
イノシシ		銃	"	被害時期	原則3か月以内	必要最小限度	市町等、個人(1-2)に該当する者)	個人で狩猟免許が無い場合は、殺処分等処分が可能で、囲いなどをを用いる場合に限る。	水稲、麦、豆、野菜、タケノコ等		
		銃以外									
	アライグマ ハクビシン	一般的 猟法	被害防止のため必要かつ適切な区域	通年	原則3か月、市町等が銃器以外を使用する場合1年以上(原則年度内)	制限なし	市町等、個人(1-2)に該当する者)		生活環境等	許可権者は市町によっては知事の場合もある。	

許 可 者	鳥 獣 名	許 可 基 準				備 考			
		方 法	区 域	時 期	日 数				
市町長	ハシブトガラス ハシボソガラス	一般的猟法	被害防止のため必要最小限の区域	被害時期	原則銃器の場合1か月、銃器以外の場合3か月以内	1人当り捕獲等羽(頭)数	被害農林水産物等 水稻、麦、野菜、豆、柿、生活環境等 水稻、麦、豆、野菜(幼芽)、柿生活環境等		
	カララバト (ドバト)	"		"	"	必要最小限度			
	スズメ	"		"	"	"			
知 事	ツキノワグマ	原則ドラム 缶式おり、 緊急性の高 い場合・止め さしの場合 に限り銃器	集落内または 集落内または 集落から500m 以内	集落内、集 落付近で目 撃があった 時	2週 間 以 内	必要最 小限度	人身被害	・詳細は滋賀県 ツキノワグマ 特定鳥獣保護 管理計画(第2 次)による	
	カワウ	檻、止めさ しの場合に 限り銃器	被害防止対象 林分内または 同林分に最も 近い場所	原則として 5～7月	原則3か 月以内	"	スギ、ヒノキ	個体数調整によ る捕獲を原則と する。5(6)参照	
	ダイサギ	一般的 猟法	被害防止のため必要最小限の区域	被害時期	原則銃器 の場合1 か月、 銃器以外 の場合3 か月以内	"	個人による捕 獲は、殺傷を伴 わない場合に 限る。		アユ、フナ等魚類 、 植生(スギ・ヒノキ) 等
	コサギ、 アオサギ								
	ムクドリ								
ヒヨドリ	個人による捕 獲は、殺傷を伴 わない場合に 限る。								
カルガモ	水稻(苗の踏荒らし)								

許可権	鳥獣名	許可基準					留意事項	被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲等(頭数)			
	アイグマ・ハクビシン以外の外来獣	一般的猟法	被害防止のため必要かつ適切な区域	通年	原則3か月、市町等が銃器以外を使用する場合1年以内(原則年度内)	制限なし	市町等、個人(1-2)に該当する者)		
知事	ハシブトガラス、ハシボソガラス及びカワラバト(ドバト)の卵	一般的猟法	被害防止のため必要最小限の区域	被害時期	原則銃器の場合1か月、銃器以外の場合3か月以内	必要最小限度	市町等、個人(1-2)に該当する者)	鳥類の卵に関する基準2)イに留意すること	生活環境等
	上記以外の鳥獣及び鳥類の卵(環境大臣の権限に係るものを除く)	一般的猟法	必要最小限の区域	被害時期		〃	市町等、個人(1-2)に該当する者)	鳥類の卵の場合には同上。個人による捕獲は、殺傷等を伴わない場合に限る。	

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

①方針

有害鳥獣捕獲等の実施の適正化および迅速化を図るため、関係市町および農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲等制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。特に、関係市町については、鳥獣被害防止特措法に基づき市町の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するものとする。

1) 捕獲隊の編成

市町等の長は、年度当初に地域狩猟者団体の長（原則として（社）滋賀県猟友会各支部長）その他必要な団体の長と協議のうえ捕獲等計画を作成し、効果的な実施や危険防止のため、必要に応じ捕獲隊を編成するとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ）と連携を図るものとする。その際には、市町や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取り組みの推進や、広範囲にわたる実施が必要な場合に備え、市町間で捕獲日を協議するなど体制の充実を図る。また、個人による捕獲許可との重複が生じるおそれがある場合には、実施場所を調整するなど、危険防止のため相互の情報共有に努めるものとする。

2) 関係者間の連携強化等

鳥獣による被害等の防除対策に関する関係者間の連携強化および連絡調整の円滑化を図るため、琵琶湖環境部、農政水産部、県教育委員会等の関係部局による庁内検討会を設置する。また、各地域においては、共生条例に基づき地域協議会により地域ぐるみでの取組を推進していくものとする。

3) 捕獲等実施体制の整備の促進

県は、有害鳥獣捕獲等の実施体制の整備促進を図るため、捕獲等実施者の養成および確保に努めるとともに、市町ごとの捕獲隊編成についても調整に協力するものとする。

また、被害が複数市町に及ぶ地域であって、単独市町だけでは効果的な捕獲等が期待できない場合には、関係市町による広域捕獲等を積極的に進めるため、関係市町と捕獲隊の編成や出動日等について連絡調整を行い、迅速かつ効果的な捕獲等について助言するものとする。

特に被害等が慢性的に発生している地域にあっては、当該有害鳥獣の出現状況や被害等の発生状況の把握および防護柵・追い払い等による被害等の防除対策、技術の普及・啓発等を行うものとする。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名および対象地域

(第9表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
カワウ	該当市町区域内の河川、湖岸近辺、竹生島等	広域的な捕獲隊等の編成
ハシブトガラス、ハシボソガラス カワラバト(ドバト) スズメ その他鳥類	該当市町区域内の山麓および平地	
イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ	該当市町区域内の山間部および山麓	

③指導事項の概要

市町等の長は、滋賀県有害鳥獣捕獲等実施要領に基づき適正な捕獲等計画を作成し、地元住民への周知および危険防止措置を徹底して、有害鳥獣捕獲等を実施するものとする。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

- ①市町等であって、申請に係る捕獲方法に応じた狩猟免許を受けた者が従事者となるもの。
- ②捕獲等または採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理および鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。
- ③実施者の数は必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同または単独による捕獲等または採取等の方法が適切に選択されていること。
- ④ニホンザルの捕獲にあつては、専門家の助言を受けつつ地域実施計画を作成し、特定計画に定める要件を満たしていること。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等または採取等の数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

(3) 期間

- ①特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応すること。
- ②捕獲等対象鳥獣以外の鳥獣の保護および繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ③狩猟期間中およびその前後における許可については、一般狩猟または狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。

(4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

(5) 方法

- ①空気銃を使用した捕獲等は、半矢（対象を負傷させた状態で取り逃す）の危険性があるため、原則として中・小型鳥類に限ってその使用を認めること。ただし、大型鳥類について取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合は、この限りではない。
- ②法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域および法第12条第1項または第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。
- ③また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造および素材の銃弾は使用しないよう努めること。

(6) 許可基準一覧

滋賀県における許可権限ごとの鳥獣種別許可基準は下表のとおりとする。

(第10表)

許可者	鳥獣名	許可基準						備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲等羽(頭)数	許可対象者	
知事	カワウ			通年	1年以内	制限なし 総捕獲数が特定計画に照らし不都合がないこと	市町等	
	ニホンジカ	一般的猟法	計画達成のため必要かつ適切な区域	"	1年以内	"	"	
	ニホンザル			"	必要最小限	制限なし 総捕獲数は群れの50%に減少させることが可能。なお、全体捕獲対象の群れについては、群れ全体の捕獲が可能。	"	専門家の助言を受けつつ実施計画を作成し、特定計画に定める要件を満たしていること。 詳細は滋賀県ニホンザル特定鳥獣保護管理計画(第3次)による

6 その他特別の事由の場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

①許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類および数（羽、頭、個）

③期間

1年以内

④区域

申請者の職務上必要な区域

⑤方法

原則として、法第12条第1項または第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

①許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者

②鳥獣の種類・数

必要と認められる種類および数（羽、頭、個）

③期間

1年以内

④区域

必要と認められる区域

⑤方法

原則として、法第12条第1項または第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、こ

の限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これらに類する施設における展示の目的

①許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者またはこれらの者から依頼を受けた者

②鳥獣の種類・数

必要最小限の種類および数（羽、頭、個）

③期間

6か月以内

④区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

原則として、法第12条第1項または第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

①許可対象者

鳥類の養殖を行っている者（県内に住所を有する者に限る。）またはこれらの者から依頼を受けた者

②鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

③期間

6か月以内

④区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤方法

網、わなまたは手捕

(6) 鵜飼漁業への利用

- ①許可対象者
鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ②鳥獣の種類・数
必要最小限
- ③期間
6か月以内
- ④区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤方法
手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

- ①許可対象者
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者（県内に住所を有する者に限る。）またはこれらの者から依頼を受けた者（一般狩猟等他の目的による捕獲または採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）
- ②鳥獣の種類・数
必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。
- ③期間
30日以内
- ④区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからイまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑤方法
原則として、法第12条第1項または第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等または採取等の目的に忠じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等または採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養を防止するため次の事項に留意しつつ、飼養鳥類の個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。また、違法飼養に係る違法販売についても警察等関係機関と協力し調査に努めるものとする。

①登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

②平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

③装着許可証のき損等による再交付は原則として行わず、き損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみに行うものとする。

④愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

(2) 飼養適正化のための指導内容

各市町鳥獣行政担当担当者会議等を通じ、適正な飼養登録事務がなされるよう徹底を図る。

また、現在、飼養登録を受けている者に対しては、広報等による啓発とともに、鳥獣保護員等による巡回パトロールにより取締りを徹底する。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①および②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

①販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

②捕獲したヤマドリ等の食品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可に付す条件は、販売する鳥獣の数量、店舗等の所在地および販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、指定した特定猟具の使用による狩猟を禁止し、人身への危険防止のため設定するもので、本県では銃器の使用に係る区域について、平成23年度末までの指定状況は、122箇所、21,027haとなっている。

今後も以下のような区域について、銃器の使用に係る特定猟具使用禁止区域の指定に努めるものとする。

①銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、住居が集まっている場所および衆人群衆が集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

②静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内および墓地）

なお、わな猟に係る特定猟具使用禁止区域の該当地は現在ないが、今後、わな猟による事故発生のおそれが高い区域が確認された場合には、必要に応じ指定する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第11表)

既指定特定 用禁止区 域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計(B)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所 122	11	25	17	9	74						
Ha 面積 21,027	ha 変動 面積 1,098	1,433	4,153	2,858	675	10,217						
わな猟に伴 う危険を予 防するため の区域	箇所 0											
ha 変動 面積 0	ha 変動 面積											

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域	本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定 猟具使用禁止区域					計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域 **						
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度		計(E)					
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域												
Ha 面積 0												
わな猟に伴 う危険を予 防するため の区域												
箇所 面積 0												122

* 箇所数については (B)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第12表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域							
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (銃器)	指定面積	指定期間	備考		
平成24年度	草津市	草津市三ツ池	82ha	10年	再指定		
	長浜市	湖北町海老江	34	10	再指定		
	大津市・草津市	大將軍鳩ヶ森	200	10	再指定		
	大津市	志賀町大物	29	10	再指定		
	東近江市	八日市建部瓦屋寺町	135	10	再指定		
	東近江市	能登川町須田川	16	10	再指定		
	東近江市	湖東鍋塚溜	34	10	再指定		
	長浜市	山本山	115	10	再指定		
	長浜市	浅井町高畑	64	10	再指定		
	長浜市	長浜市早崎町ピオトープ調査	66	10	再指定		
	甲賀市	甲南池田柑子野川	233	10	再指定		
	甲賀市	甲南新治	90	10	再指定		
	計			1,098			
	平成25年度	長浜市	長浜市上野町	100	10	再指定	
甲賀市		甲賀町油日	260	10	再指定		
東近江市		能登川町新宮	43	10	再指定		
大津市・草津市		上田上・南大萱	334	10	再指定		
高島市		安曇川町田中	1	10	再指定		
東近江市		平成の杜	10	10	再指定		
東近江市		沢溜	6	10	再指定		
東近江市		伊庭内湖	101	10	再指定		
野洲市		小堤・大篠原	520	10	再指定		
高島市		針江	46	10	再指定		
高島市		マキノ町新保	12	10	再指定		
計				1,433			

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (銃器)	指定面積	指定期間	備考
平成26年度	長浜市	びわ町早崎	31	10	再指定
	長浜市	虎姫町虎御前山	104	10	再指定
	甲賀市	甲賀町中部	242	10	再指定
	野洲市	野洲町江部・中主町八夫	35	10	再指定
	大津市	大津市比叡平	180	10	再指定
	大津市	大津市瀬田	348	10	再指定
	湖南市	湖南市中央	2,100	10	再指定
	高島市	松の木内湖	25	10	再指定
	高島市	五反田沼	2	10	再指定
	甲賀市	大河原吹上谷	74	10	再指定
	日野町	蔵王ダム	58	10	再指定
	東近江市	池之尻	29	10	再指定
	高島市	エカイ沼	3	10	再指定
	東近江市	新鈴橋・日野川橋流域	362	10	再指定
	甲賀市	甲南町寺庄	90	10	再指定
	東近江市	佐久良川流域	42	10	再指定
	長浜市	浅井町当目	26	10	再指定
	彦根市	彦根市日夏町	126	10	再指定
	愛荘町	愛荘町愛知川	69	10	再指定
	近江八幡市	蛇砂川長田	19	10	再指定
近江八幡市	日野川東横関	45	10	再指定	
近江八幡市	白鳥川大房	8	10	再指定	
東近江市	建部東部愛知川左岸	9	10	再指定	
甲良町	甲良町大字池寺・長寺	124	10	再指定	
甲良町	甲良町大字池寺字横枕	2	10	再指定	
計			4,153		

平成27年度	甲賀市	水口北東部	699	10	再指定	
	日野町	日野町平子	67	10	再指定	
	大津市・草津市	びわこ文化公園都市	625	10	再指定	
	大津市	石山国分	124	10	再指定	
	甲賀市	水口南東部	444	10	再指定	
	東近江市	びわこ公園と周辺溜	107	10	再指定	
	甲賀市	信楽下朝宮	292	10	再指定	
	甲賀市	信楽柞原	114	10	再指定	
	甲賀市	信楽紫香楽宮跡	105	10	再指定	
	大津市	志賀町大物北	90	10	再指定	
	東近江市	布施溜池	66	10	再指定	
	高島市	田中平町	7	10	再指定	
	彦根市	彦根市神上沼	1	10	再指定	
	多賀町	芹川	26	10	再指定	
	多賀町	多賀	69	10	再指定	
	多賀町	大門池	6	10	再指定	
	米原市	蓮池	16	10	再指定	
	計		2,858			
	平成28年度	愛荘町	愛荘町長野	60	10	再指定
		大津市	上田上牧	14	10	再指定
大津市		和邇	50	10	再指定	
甲賀市		信楽神山	124	10	再指定	
東近江市		八日市布施山	28	10	再指定	
日野町		蔵王ダム周辺公園	172	10	再指定	
東近江市		能登川大中	65	10	再指定	
高島市		深清水	11	10	再指定	
高島市		今津東部	151	10	再指定	
計			675			
合計			10,217			

2 特定猟具使用制限区域

現在のところ該当地がない。

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

本県の猟区は日野町により管理運営されており、その面積は1,480haである。入猟者の実績（平成22年度）は年間9人であり、捕獲鳥獣数は年間約13頭である。

(2) 設定指導の方法

当計画期間においては、新規設定の予定はなく期間満了となる1地区（日野町）について再設定される予定であり、猟区を活用した狩猟初心者の育成を含め、狩猟者団体の協力を得て適正な管理運営が図られるよう指導していく。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が今後確認された場合には、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

なお、現在、法第12条第2項に基づき鉛製散弾の使用禁止区域については、平成12年度に長浜市（旧湖北町）に1箇所32haを指定したところであるが、現行規制の評価を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定に移行するものとする。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、または指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類および数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

(1) 特定鳥獣保護管理計画の作成および計画に基づく施策の方針

対象鳥獣は、個体数の著しい増加または分布域の拡大により、農林水産物被害等、人のあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣および生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な視点から当該地域個体群の安定的な維持および保護を図る必要があるものとする。

計画においては、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の関係者の合意の上に保護管理の目標を設定し、これに基づき個体数管理・生息環境の整備・被害防除対策等を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護と鳥獣の効果的な被害対策の両立を図り、人と鳥獣との共生し得る社会の構築に資するものとする。

(2) 関係都道府県との連携に関する方針

計画の対象とする地域個体群が、本県の県境を越えて分布する場合は、計画の策定および実施に当たって、整合のとれた目標を設定し、連携して保護管理を進めることのできるよう、関係府県間で協議・調整を行うものとする。

(3) 計画策定年度等

(第13表)

計画策定年度 (予定)	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間 (予定)	対象区域	備 考
平成24年度	農林業被害の増加・森林生態系の衰退に対応するため、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策を行う(既策定)。	ニホンジカ	平成24年4月 ～ 平成29年3月	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年11月に第1次計画(第1期)を策定 平成21年度に計画変更を実施
平成24年度	農業被害および生活環境被害の増加に対応するため、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除策を行う(既策定)。	ニホンザル	平成24年4月 ～ 平成31年3月	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度～平成19年度は第1次計画 平成20年度からは第2次計画

平成24年度	全国的に個体数が減少している中、林業被害および人身被害が生じているため、地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について調査し、適正な生息数の維持、生息環境の整備、被害防除対策を行う(既策定)。	ツキノワグマ	平成24年4月 ～ 平成30年3月	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年11月に第1次計画を策定 平成20年度に白山・奥美濃地域ツキノワグマ保護管理広域指針を策定
平成21年度	水産物および生息地での森林植生の被害増加に対し、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策を行う。	カワウ	平成22年3月 ～ 平成25年3月	県下全域	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に第1次計画を策定 平成19年3月に中部近畿カワウ広域保護管理指針を策定
平成24年度以降	農業被害の増加に対応するため、生息状況、被害状況、捕獲状況、生息環境等を調査し、個体数調整、生息環境の整備、被害防除対策を行う。	イノシシ	平成24年度以降	県下全域	

2 実施計画の作成に関する方針

特定鳥獣保護管理計画を効果的・効率的に実施するため、必要に応じ市町において実施計画を作成する。

3 関係主体との役割に関する方針

県は、科学的な知見に基づいて特定鳥獣保護管理計画を作成し、鳥獣の保護管理の基本的な枠組みを構築するとともに、市町が主体となって取り組む地域的な鳥獣保護管理に対して必要な情報提供や指導・支援を行うものとする。

市町は、県と連携して同計画に基づき実施計画の作成を含め、個体数管理、生息環境管理および被害防除対策に係る総合的な取組および実施体制の整備に努めるものとする。

鳥獣保護管理が必要な地域住民は、地域一体となって、追いつきの徹底、生ごみや未収穫作物の適切な管理等の鳥獣を誘引しない取組に努めるものとする。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

近年の自然環境の変化に伴い、野生鳥獣の生息環境についても変化しつつあり、種類によっては、地域的に著しく増加または減少している個体群がある。このような状況を把握するため、県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を、野鳥保護団体等の協力を得て調査する。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟および有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証、出猟カレンダー及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努める。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を国土標準メッシュおよび鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュを単位として収集することとする。これら収集された情報については、県のホームページ等を利用して広く県民に情報提供を行うものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画までは、鳥類生息環境調査や特定保護管理計画モニタリング調査によりツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザルの生息数状況等の調査を実施し、カワウ総合調査によりカワウの生息数、行動域等について調査をしているが、今後も継続的かつ効果的な調査を実施する。

鳥類については、ガン・カモ類一斉調査および定点調査と、鳥獣保護区指定事前調査および指定効果調査を実施し、生息動向の把握に努める。またカワウなどのその他の鳥獣についても鳥獣保護対策の一環として生息分布の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生息を調査するものとする。

(第14表)

調査名	対象鳥獣	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥類生息環境調査	鳥類64種 獣類5種	平成24年度 ～ 平成28年度	・ルートセンサス(調査地域内に設定した調査ルートを歩きながら対象鳥獣の姿・鳴き声を記録する調査)による調査	鳥獣保護区更新等予定箇所	5月 ～ 翌年3月
特定鳥獣保護管理計画モニタリング調査	ニホンザル	〃	・個体数および行動域調査	県内全域	5月 ～ 翌年3月

〃	ニホンシジカ	〃	・生息密度調査 ・捕獲個体調査	県内全域	10月 ～ 翌年3月
〃	ツキノワグマ	〃	・生息密度調査	湖北地域および 湖西地域	5月 ～ 翌年3月
カワウ総合調査	カワウ	〃	・営巣地での生息数についての定点調査 ・主要河川・湖岸等での飛来数についての定点調査等 ・カワウの行動域についての標識調査 ・営巣地での植生被害についての現地調査		5月 ～ 9月

(3) 希少鳥獣等生息状況調査

天然記念物であり国内越冬地の南限である琵琶湖に生息するヒシクイおよびコハクチョウ類の生息状況について調査する。

(第15表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法	内容	調査地域	調査時期
ヒシクイ	平成24年度 ～ 平成28年度	定点調査	((4)の調査の一部)	琵琶湖北部 長浜市西池	11月 ～ 翌年3月
コハクチョウ	〃	〃	〃	琵琶湖	〃

(4) ガン・カモ類一斉調査

琵琶湖および県内湖沼におけるガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、種別の生息数を調査する。

(第16表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	調査時期
県内湖沼	平成24年度 ～平成28年度	定点調査	1月中旬
琵琶湖	〃	〃	10月～翌年3月

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の既指定地および新たな指定予定地について、鳥獣の生息状況と生息環境を調査する。

(第17表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区の更新等箇所	同一地を原則 2年間継続	ルートセンサス法（調査区域内に設定したルートを歩いて、出現する全ての鳥類の種および出現頻度をカウントする）による（鳥類生息環境調査の一部）。	野鳥保護団体の協力を 得て実施

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、主要な狩猟鳥獣の生息調査、放鳥獣による効果測定調査および狩猟者の実態調査を、狩猟者団体の協力を得て実施する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化および捕獲等の状況を調査する。

(第18表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
イノシシ	平成24年度～ 平成28年度	狩猟者からの捕獲状況報告の収集、現地調査	狩猟者団体の協力を得て実施

(3) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入頻度、捕獲鳥獣の利用状況等を調査する。

(第19表)

対象種類	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ ツキノワグマ	平成24年度～ 平成28年度	毎年の狩猟期に、全狩猟者を対象としてニホンジカおよびツキノワグマに関する出猟カレンダーを配付し、猟期終了後に回収、分析する。	狩猟者団体の協力を得て実施

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

農林水産物等の被害や生活環境への被害を及ぼす鳥獣の効果的な防除および捕獲等の方法の確立に資するため、主な鳥獣の生息、生息数、被害発生状況等を調査する。

(2) 調査の概要

イノシシの分布、生息数、密度、食性、繁殖および被害発生状況等を調査し、被害防止技術の開発に資するものとする。

(第20表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ	平成24年度	狩猟者からの捕獲状況調査および市町・農業者等からの被害報告の収集、現地調査	狩猟者団体、市町、農業団体等への協力を得て実施

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員については、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、鳥獣による被害状況等を考慮して、事業の実施に支障のないよう配置する。また、市町および森林整備事務所等の鳥獣行政担当職員を対象として、定期的に研修を行い、専門的知識の向上を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等を活用する。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町の役割が大きくなってきていることから、市町の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。その他、農林行

政等に係る関係機関および狩猟者団体、鳥獣保護団体等の関係団体との連絡を密にするとともに、取締り強化のため地方検察庁、県警察本部、警察署との連携を強化する。

(2) 設置計画

(第21表)

区分	現況			備考
	専任	兼任	計	
本庁(琵琶湖環境部) 自然環境保全課 野生生物担当	3	4	7	<ul style="list-style-type: none"> 企画、予算・決算等の総括 各種計画および調査の立案 県外者の狩猟者登録
出先(地方行政機関)(以下「森林整備事務所等」という) 西部・南部森林整備事務所 高島支所 甲賀森林整備事務所 中部森林整備事務所 湖北森林整備事務所		1 1 1 2 1	1 1 1 2 1	<ul style="list-style-type: none"> 所轄管内の指導監督 県内者の狩猟者登録 法第9条第1項の捕獲等許可 傷病鳥獣の救護
	3	10	13	

(3) 研修計画

(第22表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護研修	国	5月	1		1	環境省主催の研修への参加	対象は県本庁職員
鳥獣保護制度研修	県	4・10月	2	全県	6	鳥獣保護の現状対策の研修	対象は森林整備事務所等職員
市町鳥獣行政担当者研修	県	5・11月	2	全県	19	野生鳥獣対策に係る研修	対象は市町職員

2 鳥獣保護員

(1) 方針

法第78条第1項の規定に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助させるため、非常勤職員として鳥獣保護員を設置する。

委嘱に当たっては、鳥獣保護および狩猟に関し相当の知識を有し、鳥獣保護に熱意を有する者の中から選任する。

総数は、市町数に見合う数以上の設置を原則とし、その配置については、鳥獣保護区等の数、狩猟者登録者数、鳥獣保護思想の普及の現状等を考慮して行う。

また、共生条例に基づく希少野生動物植物種調査監視指導員や被害防除推進員の行う活動と連携し、事務の効率的な運用に努めるものとする。

(2) 設置計画

(第23表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年 度 計 画						充足率(C/A) %		
	人員(B) 人	充足率(B/A) %	20年度 人	21年度 人	23年度 人	23年度 人	12月 人	1月 人		2月 人	3月 人
59	59	100	59	59	59	59	59	59	59	59	100

(3) 年間活動計画

(第24表)

活動内容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区、休猟区の巡視等 狩猟者等の指導 狩猟の取締り 鳥獣保護思想の普及啓発 鳥獣の調査に関する事項 有害鳥獣捕獲等に係る調査	↓	↓	↓											必要に応じ実施 〃

(4) 研修計画

(第25表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目的	備 考
鳥獣保護員研修会	県	4・10	2	ブロック別 または全県		鳥獣保護法と適正な狩猟について の研修	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等の活動を鳥獣の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保および育成を図る。

このため、有害鳥獣捕獲等を安全かつ適正に行うための研修について、(社) 滋賀県猟友会の協力を得て実施する。

(2) 研修計画

(第26表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
安全指導研修	(社) 滋賀県猟友会	4月～12月	2回/年 (うち1回は原則として実技研修を実施する。)	各支部毎に開催	支部会員数	有害鳥獣捕獲等従事者の選定、安全・円滑な捕獲等および網わな類と銃器類の取扱一についての指導	

(3) 狩猟者の減少防止対策

保護管理の実施を支えている狩猟者の減少および高齢化が危惧されるため、(社) 滋賀県猟友会の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、本県の実状を踏まえ、狩猟者の減少防止等のための対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

鳥獣に関する情報の収集および調査研究を行い、普及啓発や保護活動の拠点となる「鳥獣保護管理センター」のあり方について検討する。

なお、当該センターについては新たに整備することのほか、既存の県立施設の活用も含めて検討を行うものとする。

また、傷病鳥獣の救護については、既存の県立施設の活用を検討しつつ、当面の間は、第九の3に記述のとおり、(社) 滋賀県獣医師会の協力を得て、一次治療を行う野生鳥獣救護ドクターを指定する。また、傷病鳥獣の野生復帰を目指すため介護ボランティアの養成および活用に努めるものとする。

5 取締り

(1) 方針

前計画期間中には、狩猟に係る違反行為で処分された事例があり、このような違反行為に係る取締については、自然環境保全課および森林整備事務所等の狩猟関係特別司法警察官および立入検査員等の職員が、県警察本部および警察署等と協同して行うものとする。また、鳥獣保護員による巡回パトロールを実施し、特に狩猟期間中においては、その取締を強化する。

(2) 年間計画

(第27表)

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲・違法飼養の取締	↓												↑	
違法な猟具の使用の取締	↓												↑	
捕獲禁止場所での捕獲の取締	↓												↑	
無免許・無登録狩猟の取締									↓				↑	
鳥獣加工業者の指導	↓												↑	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護および狩猟に関する行政の実施に対し、効果的かつ適正な支出を図るものとする。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県には、多様な鳥獣が生息しているが、近年、開発等による生息環境の劣化が進み、平成23年3月に発行した「滋賀県で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック 2010年版～」によると、153種の野生鳥獣が絶滅の危機に瀕している状況にあるなど種の多様性が失われる問題が生じている一方で、一部の野生鳥獣が増加し、農林水産業被害や生態系へ深刻な被害を及ぼし、人との間にあつれきを生じている。県では、分布を拡大又は個体数の減少が著しい野生鳥獣にあつては、特定計画を作成するなどにより、科学的・計画的な知見を踏まえ、保護管理の目標を設定し、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等を総合的に講じることにより鳥獣の保護管理の推進を図っている。

また、近年は外来鳥獣の増加も懸念されており、今後、生息動向には注視が必要である。

鳥獣保護区においては、農林水産業の被害の軽減も視野に入れた個体数調整の取り組みの実施などにより、鳥獣保護区の指定について地域の理解を促

進する必要がある。

こうした中、鳥獣保護事業の実施を補助する鳥獣保護員については、鳥獣保護管理についての助言・指導等が期待されており、専門性の確保等が課題となっている。

また、鳥獣保護管理に重要な役割を果たし、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、昭和50年代前半から狩猟免許所持者が減少傾向にあり、特に第1種銃猟の登録猟者の数が減少しているなか、近年、わな猟の登録者数が若干増加している。しかし、高齢化や銃刀法改正に伴い、将来的に減少することが危惧されており、その確保を図ることが必要な状況となっている。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間または猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定または狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、適宜見直すものとする。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

① 体制

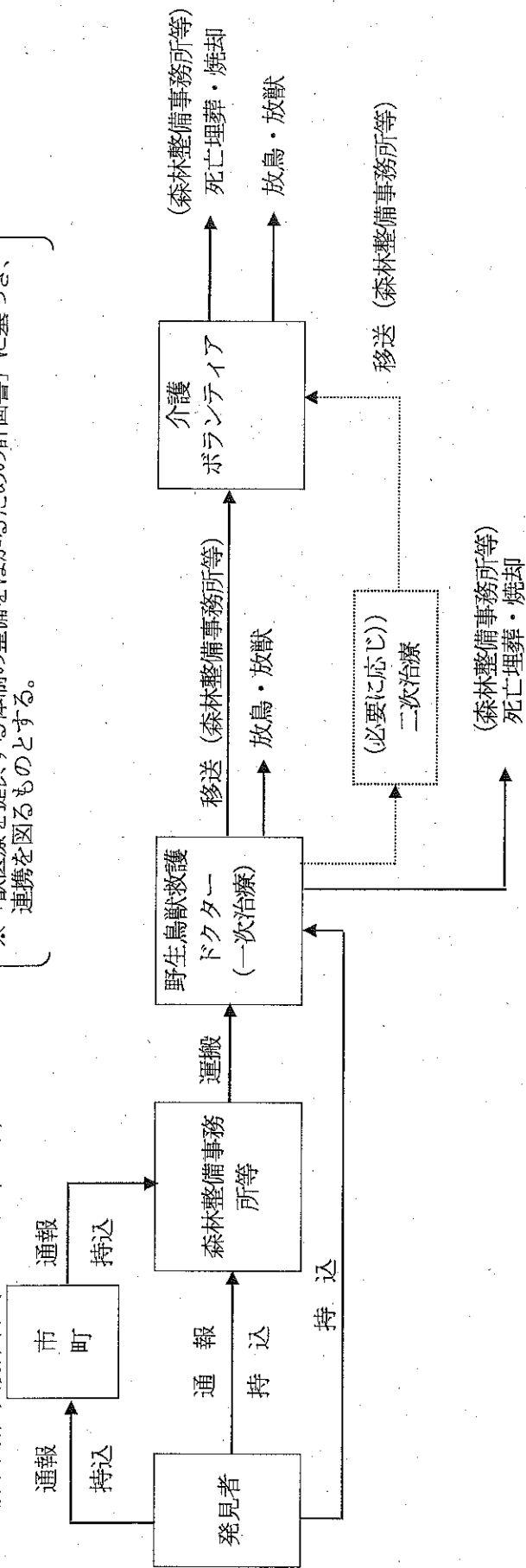
鳥獣の保護および鳥獣保護思想の普及啓発等に資するため、必要に応じ、傷病鳥獣の救護に努めるものとする。その実施体制については、昭和54年度に滋賀県野生動物ドクター設置要綱を定め「野生動物ドクター制度」を発足し、平成6年度には、市町等の窓口業務のための「傷病鳥獣保護マニュアル」を作成した。

また、平成8年度には、傷病鳥獣が野生復帰できるまでの間、一般ボランティアにその保護飼養を依頼する「傷病野生鳥獣介護ボランティア制度」を設け、平成17年度には、「滋賀県傷病野生鳥獣救護事業実施要綱」を定めた。この要綱に基づき、滋賀県獣医師会の協力のもと、野生鳥獣救護ドクターの確保に努めるとともに、傷病野生鳥獣介護ボランティアの募集・養成に努める。

今後とも、当面は、第八の4に記述した鳥獣保護センター等の設置に係る検討を行いつつ、(社)滋賀県獣医師会および介護ボランティアの協力を得て、現在の体制を継続するものとする。

◎ 傷病鳥獣救護体制（フローチャート）

〔※「獣医療を提供する体制の整備をはかるための計画書」に基づき、連携を図るものとする。〕



② 対象鳥獣種等の考え方

傷病鳥獣の救護は、鳥獣の本来の生態を維持し、生態系の保全を図ることに資するものについて実施することとし、以下の鳥獣については原則として救護の対象外とする。

- ① ヒナおよび出生直後の幼獣
- ② 個体数が著しく増加している鳥獣または農林水産業等への被害をもたらす鳥獣であって、有害鳥獣捕獲または個体数調整の対象となっているもの
- ③ 治療、リハビリテーションまたは野生復帰が著しく困難な鳥獣
- ④ 外来鳥獣

こうした考え方については、広く、県民の理解を求めよう努める。

(2) 感染症対策

高病原性鳥インフルエンザは、東南アジアからヨーロッパやアフリカ大陸まで発生が拡大し、我が国でも家禽類への感染・被害が発生した。また、海外では人への感染事例も増加していることから、新型インフルエンザの出現に備えることも必要である。このような状況の中、本県においては、平常時・発生時の体制として、平成21年4月1日に「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策会議」を設置し、各部署の連携を緊密にした危機管理の対応に万全を期すこととしている。

具体的な対応としては、「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策会議」において策定された「高病原性鳥インフルエンザ防疫対応実務マニュアル」に基づいて行うものとする。

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染のある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応をとる。

なお、救護に関わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

野生鳥獣は、自然の中で自らの力で食料を得て生存しているものであり、鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがある。このため、安易な餌付けの防止について、普及啓発を積極的に推進する。特に、共生条例に基づき指定した指定野生鳥獣種（ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ）については、同条例に基づき、愛護の目的や狩猟期間外での狩猟目的による飲食物を与えることを禁止しているため、同条例に基づく被害防除推進員等により、この周知徹底を図るものとする。

さらに、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣に餌付けしていることと同じものであるため、適切な生ごみの処理や未収穫作物の除去等について地域ぐるみの普及啓発を促すものとする。

(2) 年間計画

(第 28 表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
注意喚起														ポスター 掲示	一般県民
指導啓発														広報誌への 掲載	

5 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、「滋賀県高病原性鳥インフルエンザ対策会議」において策定された「高病原性鳥インフルエンザ防疫対応実務マニュアル」に基づいて行うものとしている。

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

連絡体制についても、「高病原性鳥インフルエンザ防疫対応実務マニュアル」に基づくものとする。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護思想の普及

①方針

鳥獣保護に係る図書・ビデオの貸付、講演会や水鳥観察会の開催、小・中学生等を対象とした鳥ポスターコンクールの開催等により鳥獣全般、その他野生生物に対する保護思想の啓発を図る。また併せて、鳥獣による農林水産業被害やそれに対する防除の取組等、人と鳥獣との共生に向けた課題についても啓発を図るものとする。

② 事業の年間計画

(第29表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
図書、ビデオ貸付 講演会の開催 水鳥観察会の開催 愛鳥週間ポスター原画の募集、表彰 ポスターコンクール作品展示会の開催	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第30表)

区分	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事		ポスター募集と展示会 場所：森林整備事務所等	同 左	同 左	同 左	同 左
その他		市町等の探鳥会開催等 場所：各市町	同 左	同 左	同 左	同 左

(2) 野鳥の森等の整備

(第31表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の規模	施設の内容	利用の方針	利用人員
滋賀県立朽木いきものふれあいの里	平成3年度	高島市朽木柏	999 m ²	鉄骨造平屋建 1棟	展示室、集會室、事務室、その他	青少年の自然保護教育の場として野鳥等の観察や小動物とのふれあいの場を提供する	年間 11,662人 (H22実績)
長浜市立湖北野鳥センター	平成元年度	長浜市湖北町今西	280 m ²	鉄骨2階建 1棟 水鳥公園 約 7ha	観察室、学習室、事務室、その他	県の水鳥公園整備事業の一環として琵琶湖の水鳥の生態観察の場として町が建設したもの	年間 25,526人 (H22実績)
高島市新旭水鳥観察センター	平成3年度	高島市新旭町饗庭	310 m ²	鉄骨平屋建 1棟 水鳥公園 約 2ha	観察展示室、事務室	同上	年間 11,865人 (H22実績)

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

愛鳥思想の高揚および自然保護の重要性を体験学習するため、県立施設等の主催する教育の場への積極的な参加ができ、また学習活動ができる「愛鳥モデル校」を、市町および県教育委員会の協力を得て、毎年指定する。

② 指定期間

5年間（平成29年3月31日まで）とする。

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

滋賀県野鳥の会や鳥獣保護員等の協力を得て、愛鳥講演会や巣箱等の設置方法の講習を行うとともに、県立施設等からの鳥獣保護に係る図書やビデオ等の貸付を行う。

④ 指定計画

(第32表)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設
小学校		11	11	11	11	11	11	11	11	11	
中学校		3	3	3	3	3	3		3		
その他の学校等											

(4) 法令の普及徹底

① 方針

前計画期間中には、狩猟に係る違反行為で処分された事例があり、今後とも、法令遵守について、狩猟免許所有者、関係団体、関係機関に対し指導を徹底する。

② 年間計画

(第 33 表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣保護法について		↕						↕		↕					市町鳥獣対策担当者
狩猟者マナーの向上					↕			↕							県内狩猟免許所有者 関係機関等
標識の設置								↕		↕					既存の標識の現地確認